

在日中国人移民家庭におけるジェンダー秩序の変容過程 — 兼業母はどのように誕生したのか —

陳 露 文*

Transformation Process of Gender Order in Chinese Immigrant Families in Japan:
How Did the Dual-Career Mother Emerge?

Luwen Chen

1 はじめに

1990年代以降、日本の外国人人口の急増過程は、世界的潮流といえる国際移民に占める女性の割合が上昇する「移民の女性化」を伴っている（是川2018）。中でも中国人移民においては、40歳台を中心に女性の数が増えている。加えて、日本の労働市場にはジェンダーによる不平等な分業が存在し、移民受け入れは不平等を拡大する結果をもたらす（稲葉・高谷・樋口2019）。そのため、移民女性は、介護、生産加工、飲食、掃除などいわゆるブルーカラー職に集中している（移住連2011）。

一方、在日中国人は、在日エスニック集団の中で大卒率が一番高く、留学生も多く、最終学歴を日本で取得した比率が高いため、日本の新卒就職市場にも参入しうる可能性を持つ（樋口2012）にもかかわらず、日中国際結婚家庭における中国人女性の主婦化が顕著となっている。それは日本人夫の影響を受け、日本の性別役割分業に巻き込まれた結果として解釈されている（稲葉・高谷・樋口2019）。

では、中国人同士家庭の場合では、女性の就労とケアはどのような状況であろう。2015年の国勢調査によれば、有配偶者中国人女性14万2673人のうち、44.2%はパートナーが中国人男性である。中国人移民同士の家庭では、家族構成員は同じ文化に根差した生活をおくることができるゆえに、夫婦間で一方がもう一方の文化へ同化を強制されたりすることは、日本人との国際結婚夫婦よりも起こりにくい（南野2017）。

沈（2013）によれば、一人の中国人移民女性には、つねに「移民」と「妻・母・娘・嫁」と「個人」が複合的に絡み合っているという。すなわち、就労するのかケアするのか、一見個人の選択と決定であるが、実は「具体的な文脈の下で関連する家族との対話、協議、妥協の中で形成される」とされる。これまで、異なる社会体制で暮らす中国人移民女性が国境を越えることで、出身社会と移住先社会で期待された就労とケアに関する性別役割の相違、特にその相違に対する認識や、それを乗り越えるための解決方法はあまり注目されてこなかった。また、伊藤（1998）は、移動過程における世帯や家族の役割、より正確にはその中でのジェンダー秩序の作用に注目する必要があると述べている。

本研究では、現代の中国人移民家庭において、女性が「妻」「母」としてどのような役割を持つのか、日本での異なるジェンダー規範に直面した時の彼女らの反応や解釈について考察したい。

2 先行研究とリサーチクエスチョン

2.1 移民女性の就労とケア

移民研究には多くの蓄積があるものの、山本（2006）が整理しているように、移民研究にジェンダーの視点が導入されるようになったのは、1980年代初め頃からである。それ以前はジェンダーに留意されることなく、すべての移民が同じ経験をするものとされ、それは男性中心的研究であったと言える。しかし、ジェンダーの重要性が認識されるに

* 日本女子大学大学院人間社会研究科教育学専攻博士課程後期1年生

つれ、女性の移住に伴う経験に焦点を当てた研究が増え、移民女性の就労とケアに関する研究は、中国人の移民女性についてもさまざまな国で行われるようになった。

在英中国人女性に関する調査（南野 2017）や在豪中国人に関する調査（Ho Christina 2006）によれば、中国人移民女性の多くは移住に伴い、職種が下方修正され、賃金労働から離れて家庭生活に重きを置くようになったことを示されている。そして、自立意識が強いとされる在日元留学生である既婚中国人女性の場合であっても、来日後職業の下方移動を経験することが多く（坪谷 2008）、専業主婦や兼業主婦になった場合も、「社会とつながりたい『暫定的な専業主婦』」、「現実との妥協点である『自己探しのパートタイム』」といった傾向があることが指摘されている（賽漠卓娜 2021）。

以上で見られたように、移民女性の多くは移住後、外国人、年齢、ジェンダーという重層的な障壁によって就労から阻害され、職業の下降移動を経験せざるを得ない状況が考察されてきている。ただしこれまでの研究では、日本独自の制度や規範のもと、中国人移民同士家庭で、中国人移民女性がどのような現状と葛藤に直面しているのかまでは明らかにされていない。

2.2 中国人移民女性が直面する2つの規範

日本への移動が中国人女性に一体どのような影響を与えたかを探求する際に、まず移動前の彼女らが、中国でどのような規範に直面してきたのかを明らかにしなければならない。この節では、中国人女性が中国社会に生活するときに、常に巻き込まれている2つの規範を検討する。

一つ目は、ケアワーカーとしての母親役割規範である。陶（2016）は、1980年代から2000年代にかけての中国の育児関連雑誌における「理想的な母親」の観念の転換を検討した。その結果、1980年代には母親と父親が等しく育児の役割を担っていたのに対し、2000年代初めには、理想的な母親像として、子どもに高い教育を与えるためには自らの手で幼児を育てる姿勢が推奨されたというのである。この変遷は、中国の性別分化の労働市場と市場経済改革における効率性の追求とも関連していると解釈されている。また、閻（2019）は、中国の新たな家

族主義として、「下行式家族主義」が出現したと述べる。これは、老親や両親が家庭内の全ての資源を子どもや孫世代に集中させること、人生における成功や幸福を次世代の子どもや孫に託すことを意味する。このような変化により、子どものケアと教育の担い手が中国人母親に集中し、彼女らは常に子どもの利益が最優先されるようになり、それ以外の役割や計画を放置するように期待されていたのである。現在、中国社会でも日本社会でも、仕事と家族ケアとの矛盾を緩和する政策が多く打ち出されているが、母親に対してケア責任者としての期待は依然として高い。就労する母親たちにとって、子どもの主なケアワーカーは母親であるという社会的期待は自分自身のキャリア追求との間に大きな葛藤となる。加えて、宮坂（2013）は、日本と中国の母親役割規範を比較した結果、日本で「専業主母」である女性は、①ケアのニーズを認識すること、②それをいかに充足するかについて方策をたて、その遂行をアレンジメントすること、③実際に遂行することを担うように期待されている。特に③は愛情表現の契機として重要視されている。対照的に、中国では、①、②を担う者と、③を担う者を分割することができ、③をとみなわない①、②の行為にも愛情の意味を付与しているという。

すなわち、中国では「下行式家族主義」が出現し、母親は子どもの教育とケアに関する主要な担い手として強く期待される状況となっている。しかし、日本との違いとして、母親は子どもに関する「ケア対処計画立案者」（宮坂 2013）としての役割が求められるものの、身体的ケアの実施者としての役割は必ずしも求められていない。

二つ目は、就労規範である。ここでは、中国がどのように女性の就労規範を作り上げてきたのかを歴史から概観する。中国では、1919年の五四運動以降に、「女性開放」の理念が革命運動の一環として打ち出され、1949年の新中国の成立以降も継続された（宮坂 2007）。毛沢東は特に女性に対する男性の家父長制的権利を中国の民衆を革命によって打倒しなければならないと考えた（マリア・ミース 1997：276）。そして、マルクス主義的女性解放理論に基づき、「女性を社会的生産労働に参加させることは、女性解放の必須条件」（宋 2011：7）という認識が確立されたのである。この背景には、中華人

民共和国の成立後、経済の再建に全人民を動員して生産を拡大する必要があった（マリア・ミース 1997：277）。したがって、社会主義建設のために、女性の就業が促進されたのである（宮坂 2007）。

このような計画経済期には、政府が徹底的に実行した「女性解放」により、女性は高い就業率を保ち、「男女平等就業」が合法的に確保されていく。このことは、女性にとっての「就業」に、以下に示す3つの意味が込められている。

1つ目は、「選択できない権利と義務」ということである。1958年、「大躍進」の背景のもと、「一人も働かざる者なし、一世代も無職者なし」というスローガンを実現するため、女性の雇用における計画的な配分メカニズムが形成し始めた。都市の女性が労働年齢に達し、労働能力を持っている場合、国家の必要とする職に配分されるようになった。彼女らは仕事内容や場所を選ぶことはできず、選ばないこともできない（蔣 2001）。2つ目は「政治的アイデンティティと社会価値を構築するための礎」である。女性は家を後にして新中国のために「社会の半分を支える力」となり、男性と同じように「平等な仕事、同じ給料」を持ち、「経済的、精神的に独立」した女性が新中国で確立された現代の理想的な女性であり、また政治的に正しい女性のイメージとなっている。3つ目は、政府は女性が働いていること自体を、近代化の指標とみなしていたため、この指標は次第に国民と女性自身が進歩しているかどうかを図る基準となっていったのである（鄭 2021）。

こうした規範が流通していく中で、公領域で「働く母親」は「国家の主人公」となり、政治的な優位性を持つ一方、私領域の「専業主婦」は勞せずして得るものと言われるようになった（金 2013：57）。こうして、「働く女性」と「専業主婦」には対立関係が作り上げられた（鄭 2021）。

ここまで見てきたように、中国人女性は計画経済のもと常に「母親役割規範」と「就業規範」という2つの規範に挟まれている。そのような規範のもとで育った彼女らが、資本主義社会である日本へ移動することは、彼女らにどのような変化をもたらすのだろう。本研究は、ここに焦点を当てて検討する。

2.3 リサーチクエスションと調査対象

この節では、中国人移民女性は日本への移動に伴

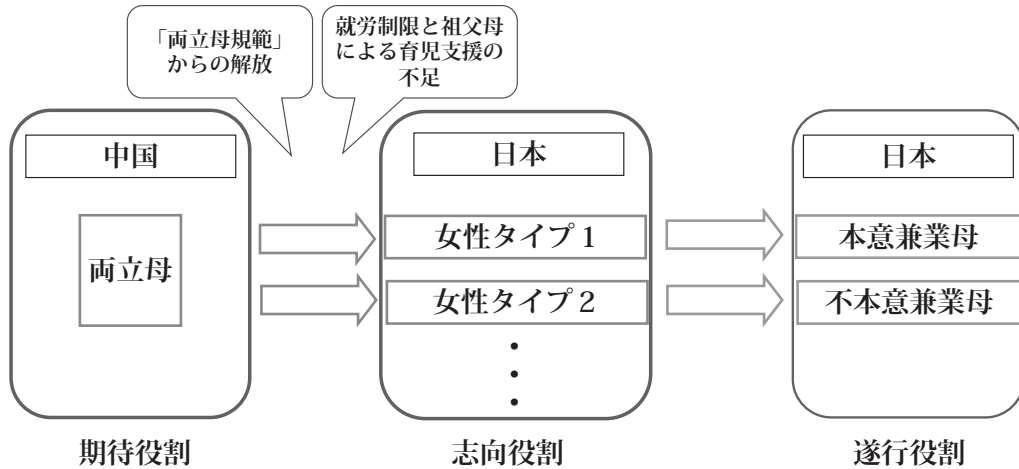
う変化を仮説的に検討した上で、リサーチクエスションを示し、調査方法と調査対象者の概要を紹介する。

2.3.1 移動に伴う変化：「両立母規範」からの解放と新たな制度制限

上述したように中国社会では、女性に対して仕事と育児を両立することが重要な社会規範とされている。このような社会規範を、本稿では「両立母規範」と呼ぶ。一方、日本社会では、母親に対して子どもや家庭のことを優先することが中国よりもさらに求められているが、中国と最も異なる点は女性に対して正規就労を求められないことである。つまり、日本では母親が家庭のことを適切に対応できれば、正規就労をしているかどうかは問題にされないのである。こうした社会規範の違いは、日本への移動によって、中国人移民女性に「両立母規範」からの解放を意味する。すなわち、中国人移民女性は日本で正規就労をしなくても、中国にいる時のように「寄生虫」として見られることがなくなり、罪悪感を感じるものがほとんどなくなるのである。

しかし、他方就労については、中国人移民家庭の女性は、来日によって、新しい制限が課せられるようになる。その制限は、3つある。

1つ目の制限は、就労時間の制限である。彼女らの多くが「配偶者ビザ」によって日本に滞在することになっているため、週に28時間以上に働くことができない。2つ目の制限は、収入への制限である。扶養家族としての彼女らの前には、非正規就労はしても良いが、年収入は103万円を超えると税金が多く引かれるといった「103万・150万・201万円の壁」が存在する。3つ目の制限は、間接的に見えるが、祖父母のビザ制限である。中国では、祖父母は長期間子育てを手伝うという風習があるが、祖父母には日本に長期滞在できるビザがないため、在日中国人母親は中国にいる時と比べると子育て支援が非常に不足することになる。このようなビザの不在により、移民女性は二つの選択肢に直面する。一つは、子どもを母国に送り、正規の雇用を得ようとする。もう一つは、子育てをしながら非正規の雇用就くことである。中国の祖父母からの子育て支援が限られることにより、移民女性の雇用形態が大きな影響もうけるのである。



図一 在日中国人移民家庭における「兼業母」の誕生過程（仮説）

このように、中国人女性は日本への移動の結果として、規範的な面では「両立母」規範からの脱却が見られる一方、制度的な面では就業制限や、祖父母のビザに関する制約が生じていることが確認できる。

2.3.2 リサーチクエスション

これらを踏まえて、本稿ではリサーチクエスションが以下のように設定する。①共働きが前提である中国社会から、専業主婦が前提である日本社会に移動する中国人女性たちは、どのように就労とケアを選択するのか、②その選択に女性役割に対する価値観に変化はあるのか、③変化をもたらされた要因は何か、である。

上記の問いに答えるため、まず、図1に示すよう、「兼業母」の誕生過程を仮説的に設定した。

本研究では移民女性をめぐる役割を「期待役割（社会規範に期待された役割）」、「志向役割（女性自身が志す役割）」と「遂行役割（実際に遂行している役割）」との三つに分ける。さらに、「期待役割」と「志向役割」については、「両立母（就労とケアを両方完璧にこなす）」、「兼業母（ケア中心を望んでいるが、経済的に仕方なく就労する）」、「専業主母（専業主婦になる）」に分ける。その中で、本稿で特に焦点を当てるのは、「兼業母」の女性である。

中国において、女性は「両立母」としての期待役割を社会から求められている。しかしながら、日本に移住することで、女性は「両立母」規範からの束

縛から逃れる一方、労働における多くの制約を受けることとなり、また、祖父母による育児の支援が不足する。このような状況を考慮すると、中国人移民女性には、それまでの期待役割から何らかの変化があり、以前とは異なる新しい役割（志向役割）を目指す傾向にあると推測される。とはいえ、ある特定の志向役割を持つとしても、その通りの状況が実現するわけではなく、実際に果たされる役割（遂行役割）としては、「本意兼業母」と「不本意兼業母」という二つのタイプに分類される可能性があると考えられる。本調査では、このような仮説的な過程に基づき調査を行なった。

2.3.3 調査対象

本稿の研究対象は、在日中国人既婚女性のうち、中国人男性と結婚生活を継続で、調査時は兼業主婦（パートタイム労働）でありながら育児をしている母親である。調査対象者の6名のプロフィールは表1のとおりである。

調査期間は2023年4月～8月である。調査対象者に研究目的を伝え、承諾をとってからインタビューを行なった。主な調査項目は、移動経歴、家族情報、生殖家族におけるジェンダーに関連する教育内容、出身地の価値観、キャリアへの認識、家事分担の状況、育児支援、夫が妻の就労に対する態度、現在の生活に関する満足度と理由である。インタビューは主にZOOMやWECHATを通じてオンラインで行った。調査は半構造化インタビューによ

表-1 調査対象者のプロフィール

名前	年齢	来日時期	来日理由	学歴	日本での職業	ビザ	夫の仕事	子どもの年齢
A	46	2000	留学	大卒	アルバイト→主婦 →アルバイト	家族滞在 ビザ	正社員	15歳
B	39	2007	夫の仕事	大卒	主婦→アルバイト	家族滞在 ビザ	正社員	13歳・11歳
C	52	2017	子どもの 教育・夫 の仕事	大卒	主婦→アルバイト	家族滞在 ビザ	自営業	13歳
D	37	2005	留学	大学中退	アルバイト→主婦 →アルバイト	永住	自営業	13歳
E	42	2004	夫の仕事	大卒	アルバイト→主婦 →アルバイト	永住	自営業	19歳・18歳
F	39	2011	留学	博士	アルバイト	永住	正社員	8歳

り、1時間半から3時間をかけて実施した。インタビューは中国語で行われ、その後、文字化データを作成し、筆者が日本語に訳した。なお、論文における発言の引用について事前に同意を得た。

3 「兼業母」は、どのように経験されているのか

インタビューを通して、「兼業母」には自身の意志で「兼業母」になることを選択した「本意兼業母」と、フルタイムでの勤務を望みつつも状況的な理由から「兼業母」になった「不本意の兼業母」の2つのタイプが存在することが仮説の通りに確認できた。ただし、「本意兼業母」の中には、仕事と育児に関する葛藤の有無によって、葛藤を経験した上で「本意兼業母」となった女性と、葛藤を経験せずに「本意兼業母」となった女性がいることも確認できた。以下では、それぞれの事例について詳しく考察する。

3.1 本意兼業母：葛藤を経験せずに兼業母になった女性たち

葛藤を経験せずに本意兼業母になった女性は今回の調査でAさん、Bさん、Dさん、Eさんの4名いた。その中、Aさんの事例が最も典型的であるため、この節では、Aさんの事例を検討し、彼女がフルタイムの仕事から離れていく過程を描き出していく。

Aさんは1977年に中国の遼寧省で生まれた。中

国の大学を卒業した後、2000年「より良い将来のために」彼女は日本に留学に来た。夫も2001年に来日した留学生で、当時の大学の同級生である。Aさんは自分で学費と生活費を支払う必要があるため、彼女は生計と学業を維持するために月200時間アルバイトをしなければならず、学びに全力を注ぐことができなかった。

Aさんの夫も日本での留学中に経済的な困難を抱えていたため、最初は様々なアルバイトをしていた。しかし、「一度帰国して新年を迎えて、往復の航空券や家族へのお土産などで、ほぼ100万円近く使っちゃった」ことが、夫の人生の方針を根本的に変えるきっかけになった。なぜなら、彼は半年以上も昼夜を問わず一生懸命働いたが、学習時間が削られただけでなく、自己成長も見られず、貯めたわずかなお金も一度中国に帰ったことでほとんど残らなかったからである。この状況に、彼は大きな刺激を受け、真剣に勉強してより良い学校に入ることを目指し始めた。Aさんは夫が学業に専念でき、アルバイトの勤務時間を減らすように、お金を稼いで夫の学習を支援するようになった。しかし彼女は当時日本語力が低かったため、正規就労を難しく感じ、正規就労をせずに、いくつかのアルバイトを掛け持した。

私は勉強していない時間が長すぎて、成績もイマイチ。日本語が上手ではなかった・・・私自身、何かを成し遂げようとか、社会に出て何かをやるという気はないし・・・私が日本の

大学で勉強してる時、就職が難しいと感じてた。周りの先輩たちも中小企業や個人経営の企業、あるいは中国の企業に就職することが多くて、それってアルバイトと大差ない感じ。勤務時間も非常に制限されてたから、それなら旦那をサポートする方が良いかなと思った。旦那とは長い間付き合っていて、関係も安定してた。自分だけのことを考えるんじゃなくて、家庭をどうするか考えなくちゃ、私と旦那は一組だから。それで役割を分担して協力してた。（インタビュー 2023/4/22）

日本に来てから、夫は努力を重ね学習にも仕事にも進展を遂げていたが、Aさんはそうではなかった。また、夫と結婚した後、Aさんは「家族滞在」ビザと取り替えたため、自身で就労ビザを更新する必要がなくなった。これによりAさんの家庭では「男が外で働き、女が家を守る」というライフスタイルへと自然に移行していったのである。

2007年、子どもが生まれた。子どもが生まれて1ヶ月後に、Aさんは子どもを連れて中国の実家に帰った。当時、夫はまだ博士後期課程に在籍しており、彼1人で家計を維持するのが困難であったため、半年後、Aさんは子どもを祖父母に預け、再び日本に戻った。彼女はアルバイトを通して、夫を支援しつつ、中国にいる子どもにも送金していた。2010年、夫が社会人になり、経済的基盤が比較的に安定するようになったため、Aさんは子どもを日本に呼び寄せた。

2014年、夫は仕事のために中国に帰国することを選び、日本に残りたい彼女も少々小学生の息子を連れて夫と一緒に中国に帰った。帰国後、偶然、友人から大学での中国語の非常勤講師の職を紹介された。Aさんはこの時、一旦中国の規範に則して「両立母」になることを考えた。しかし、夫の経済的なサポートがあり、フルタイムで働く必要性を感じない彼女は、仕事の内容にも満足していたため、子育てとのバランスを取りながら、大学の非常勤講師として働き始めた。

当時、夫は中国で副支配人をしており、会社の大小問わず様々な問題でいつも忙しく、「月の半分は出張で過ごしている」ようであったという。その代わりに、彼の収入は家族を養うのに十分であった。

他方、子どもは3歳から7歳まで日本で生活していたため、中国の環境に馴染んでおらず、誰かそばにいて必要としていた。また、かれらが暮らしていた場所は出身地ではないため、祖父母の支援がそれほどなかった。この状況で、Aさんは夫の仕事に期待をするようになる。

中国では・・・できる人は外でお付き合いしなきゃ。私も（夫が家にいないことに）文句を言うけど、でも彼がずっと家にいると私も嬉しくないわ。「どういうこと？お客さん1人もいないの？」と。（インタビュー 2023/5/21）

このように、中国にはそもそも「共同労働」の基盤があるわけだが、中国に戻ってもAさんは「両立母」に戻ることはなく、日本で形成された「男性が働き、女性が家庭を守る」モデルのもとで生活することを選択する。

その後、中国に4年間滞在し、夫は再び日本で働くことを選んだ。そこで、Aさんは大学の非常勤講師の仕事を辞め、子どもを連れて夫と一緒に日本に戻った。夫は仕事を続け、Aさんは家の購入や引越、また子どもが日本社会に再適応するのを手伝うなどのことを担当した。これらのことが整った後、中国語講師のアルバイトをAさんは再び始めるようになった。

この時、フルタイムの仕事を探すことを考えたかどうかについてインタビューでたずねると、Aさんはフルタイムになるには要件が高いこと、夫が反対すること、自分も自由でいたいことという理由で否定した。そうしなかった理由を次のように話す。

フルタイムになるためには、いろんな条件があるよ、まず博士号を持たなきゃ・・・そして論文も書かなきゃ。私はそこまでやりたくはないな。旦那も「どうして無理して自分をそんなに疲れさせなくちゃいけないの？今の仕事は、あなたが好きだし、楽しいでしょ？そして、子どもが大学に入るまでの三年間は家庭に時間を使って」と言った。大学受験や説明会への参加、子どもと一緒に情報を集めることなど、実際にはかなりの時間がかかるから。でも子どもが大学に入ったら、私はフルタイムで働くつも

りはない。束縛が多いし、自由がない。(インタビュー 2023/5/21)

フルタイムの中国語教師の職には相対的に高い条件があり、博士号と複数の論文が必要であった。さらに、夫は彼女が家庭と子どもの試験の世話をすることを望んでいるという。これにより、経済的に困難がないAさんは、時間的に自由度が高く、仕事内容も気に入っていた中国語講師のアルバイトをやり続けることになったのである。

要約すると、Aさんの就労パターンは、経済的および家庭的状況の変化に対応して変遷している。当初、彼女は経済的自立を目指す「生計維持型」(坪谷2008)としてアルバイトに従事しており、経済的負担を軽減するために子どもを中国の親族に3年間預け、その間、子どもの生計を支援するために送金を継続していた。夫の雇用状況の改善に伴い、Aさんは家計の安定性を確保した。そして、Aさんは子どもを日本に呼び寄せ、子どものケアを最優先とし、アルバイトで調整を行うことにしたのである。その後、中国への一時帰国や、その後の日本への再定住においても、Aさんは中国では中国の、日本では日本のそれぞれの社会文脈における主流の労働慣行に従う姿勢を持続しており、これは「状況依存型」の労働パターンとして捉えることができる。

3.2 葛藤を経験し、最終的に本意兼業母になった女性

本意兼業母の中には、前述のAさんの事例と異なり、大きな葛藤を経て、兼業母という身分を受け入れていく女性もいる。本稿では、Fさんの事例を紹介する。

Fさんは出身地の大学の日本語学科に入学し、卒業後、修士課程に進学して研究を続けた。修士卒業後、文部科学省の奨学金を獲得し、博士号を取得するために渡日した。彼女は博士課程に入学する際に中国人夫と結婚した。夫は中国の大学で働いていたが、結婚により彼も日本に渡り、Fさんと同じ大学の同じ研究室で博士号を取得するために勉強した。博士3年の時、Fさんの子どもが生まれた。子どもを養うため、夫は退学し、日本で正社員の仕事に働くようにした。

実はFさんは日本に博士課程に進学する前、天津の大学で常勤の職を得ていた。その後日本で博士号を取得するため来日したものの、その大学は彼女にその職を3年間保留することを約束した。そのため、博士課程を修了した後、Fさんはその職を保つために、子どもを連れて夫と一時的に別居し、大学に戻って仕事を続けることを選んだ。彼女はフルタイムで働きながら、両親の助けを借りて子どもの世話をし、さらに博士論文を執筆した。最終的に、5年半の努力の末、2018年9月に博士号を取得した。

Fさんはその後も大学で勤務を継続したならば、40歳未満の年齢で准教授に昇進し、その後教授に昇進することが可能であった。しかし、子どもの成長に連れ、彼女は子どもの就学問題に直面するようになった。Fさんは日本の教育が中国の教育よりも理想的だと考えており、そのため子どもを日本の小学校に通わせたいと考えるようになっていた。この決定はFさんが中国で築いたキャリアを放棄し、日本に行って専業主婦をするか、新たに仕事を探さなければならないことを意味していた。他方、Fさんの母親が、キャリア志向の強い女性であったことも影響して、Fさんもフルタイムの仕事を絶対に諦めてはいけなないと考えていた。こうして現実と理想に間で、彼女は揺れ動き始めた。

彼女は最初、日本の大学でフルタイムの仕事を見つけるために多くの努力をした。彼女は日本の大学に働いている多くの先輩を訪ね、大学での仕事の機会を得ようとしたのである。

当時、先輩たちにも相談してみたら、「仕事を中断すると、後で新しい仕事を探すのが大変」というアドバイスをもらった・・・2019年の夏休みに日本に戻って、何校かの大学に行って先輩たちに会い、「もしポジションが空いてたら、教えていただければ」と頼んだ。(インタビュー 2023/8/25)

しかし、高学歴を獲得しているとはいえ、外国人女性として日本での高等教育機関で職を見つけることは容易ではない。そうであれば、主婦になる可能性もあると彼女は思うようになっていった。そして、彼女は専業主婦としての人生をシミュレーションしてみたりした。しかし「空虚で退屈だし子ども

の話ばかりでストレスだった」と感じ、彼女は「やっぱり仕事は続けたい」と思うようになった。

とはいえ、日本に来ることで、家族と一緒に生活するという現実には手に入るものの、望ましいフルタイムの仕事を両立させることが難しいというのもまた現実であった。ここで、Fさんはそうする中で真剣に仕事の意義への考え方を変えるようになったという。

もし常勤の教職を探すなら、東京ではなくても、もしかしたら長野や新潟みたいなどころかも。そうなると、夫や子どもと離ればなれになる。うちの旦那は地方に行ったら仕事にならなっちゃう。子どもたちにとってもやはり東京の方が機会が多いね。だから今の非常勤の仕事で家族と一緒にいられるこの状況は、私としてはいいかなって。・・・昔は、仕事ってのは変わらない固いもののように感じてたけど今は液体みたいなもので、容器が変わるだけで形が変わるけど、中身は一緒だと思う。この「容器」ってのは仕事のスタイルや内容のこと。仕事って得られるお金って、社会でどれだけ評価されてるかを示すものだと思うし、誰かがあなたの価値を認めてくれて、お金を払ってくれるなら、それはすごく嬉しいことだ。そして、仕事は自分をより良い人間にしてくれる。・・・社会にも貢献できるんだよね。（インタビュー 2023/8/25）

このように、Fさんはこれまで仕事の形式にこだわっていたが、そこから離れ、あくまでも仕事の形式は「容器のような存在」であり、大切なのは、仕事を通して何を実現したいのか、と考えることが大切であるというように変化したのである。こうした仕事の意味を再解釈することで、彼女は家族と一緒にいることを優先し、仕事を通して自己実現ができれば仕事の内容や形式にこだわらずにいられるようになった。最終的には、彼女は2年間の期限付き助手の職を見つけ、その期間が終了した後、非常勤講師の生活を始めることになった。

要約すると、Fさんは「自己実現型」（坪谷 2008）の就労を志向し、キャリアを通じて自己価値を追求していた。彼女は子どもの教育を優先し、日

本への移住を決意する過程で、中国での既存のキャリアの放棄という決断に対する内なる葛藤があったが、彼女は仕事の本質と自己の価値の実現に焦点を当てることで、中国にいたときのように特定の労働形態に固執することが必要ではないと考えるようになったのである。結果として、彼女は大学での非常勤の職を選択し、「兼業母」としての新たな生き方を受け入れている。

3.3 不本意兼業母の誕生

本論文でいう「不本意兼業母」は、本当は正規就労に勤めたいが、何らかの理由のために正規就労ができず、非正規就労になっている母親のことである。本稿ではCさんの事例を紹介する。

Cさんは1971年に福建省で生まれた。彼女は中等専門学校を卒業後、幼稚園の教師になり、数年後、管理層に上昇した。2000年に結婚したものの、彼女は仕事を辞めることなく、友人と共に語学塾を設立し、数年後には美術塾も共同で設立した。また、彼女は働きながらも大学院で修士号を目指して勉強した。

他方、Cさんの妊娠経験は非常に困難なものであった。彼女は2000年に結婚しているが、それからの10年間、何度も妊娠と流産を繰り返し、出産は叶わなかった。その間、子どもを得るためにはさまざまな方法を試し、2010年ようやく子どもが産まれた。Cさん一家、特に夫は大変喜んだ。そのため、夫は子どものことを非常に大事にし、子どもに最も質の高い教育を与えようと考えようになっていた。したがって、Cさんと夫は多くのコネクションを活かし、資産や影響力のある友人に頼み、子どもを優秀な小学校に入れようとした。入学が確定したと思われた最後の段階で、「さらに力のある人々に押しつけられる」、子どもは希望の小学校には入れなかった。同時期、夫のキャリアも停滞していた。この2つの要因で、夫が海外移住を提案した。

この提案に対し、Cさんは最初は反対だった。なぜなら、彼女自身は順調に進んでいる仕事を放棄することになるからで、最初は「夫と子どもだけ先にこっちに来させようと思って」いたとのことであった。しかし、彼女の義母や実母が、彼女が夫や息子と遠距離となる選択に反対したのである。両方の母親は、Cさんが「完璧な家庭を子どもにあげるこ

と」を最優先に考えるべきだと考えていたと語る。

これを受けてCさんは動揺した。彼女は自分が子どものころ、経済的には恵まれていたものの、両親は仕事で多忙であり、親からの愛情が足りなかったことを思い出した。Cさんも働きづめで子どもと過ごす時間が少なかったことは、息子が安心感を感じないと指摘される要因であろうとも思った。これらの思いを胸に、Cさんは息子への負い目を感じ、家族とともに日本に移住することを決断したのである。このことをCさんは次のように語っている。

私の父さんは国境警備の仕事をして、母さんもビジネスで北も南も飛び回ってたし・・・毎日忙しくて家を空けがちだった。だから、私は親が子どもとどれだけ一緒にいることが大切かを身をもって感じた。

子どもが生まれてから、私は仕事に全力を注いだ。・・・子どもは祖父母と一緒に、私は週末にしか子どもに会いに行かなかった。・・・その当時気がつかなかったけど、息子は、安心感がかけてるって。・・・親からの教育は祖父母では代替できないんだよね。・・・だから、やっぱり夫と子どもと一緒に日本に行くわと決めた。(インタビュー 2023/6/5)

しかし、日本への移住によって、彼女は母としての役割を果たすことはできたものの、キャリアが限られることとなった。彼女は日本語ができず、日本において職を見つけることが難しかった。その結果、Cさんは日本への移住後の最初の2年間、経済的な困難を抱えていないものの、精神的なストレスを感じており、「毎日夫に文句をぶつぶつ言っていた」と語った。

こうしたCさんの日本での生活に変化がもたらされたのは、彼女が偶然にも、日本語能力を問わない、子ども向け中国語講師のアルバイトを見つけたことであった。これをきっかけとし、彼女は「何か価値あるものを創り出した」ことに喜びを感じただけでなく、仕事に関する考え方も変わってきた。彼女は、仕事が社会的な価値創出に結びつくものと考えられるようになり、仕事の内容や型式への固定観念を持たなくなった。彼女は、教師に限らず、日本では「ケーキ屋さんもやりたいし・・・花屋さんもやり

たい、なんならペットショップでも働きたい」と語るように、多岐にわたる職への関心を示している。しかしながら、Cさんは日本語能力が欠けているため、日本でこうした職への追求が困難であり、彼女はその点で大いに悩んでいる。

他方、日本に長くいることにつれ、Cさんは様々な生活スキルを身につけるようになった。中国にいた時、Cさんは仕事に忙しく、育児は祖父母に、家事は家政婦に全部任せていた。しかし、来日した後、祖父母や家政婦からの支援がなくなったため、Cさんは家事を徐々にこなすようになり、自分自身と家族を世話することができるようになった。

要約すると、Cさんは家事がこなせるようになったことで母親としての成長を感じている。一方、Cさんは「自己実現型」の就労を追求しており、来日することは中国でのキャリアの放棄になることを意味する。そのことについて、彼女は大きな葛藤を感じるものの、仕事の意味を再確認することで就労形態だけに拘らず、仕事の選択は多様性に開かれるようになった。しかし、彼女は日本語学習期間がまだ短く、日本の労働市場へのフルアクセスが制限されているため、これに対して不満を抱えている。

4 考察

前節で検討した調査を通じて、中国人移民女性の「両立母」規範からの解放は、いくつかの分岐が見られる。本章では、それらの分岐の要因を考察した上で、中国における「両立母」規範の内実を検討していく。

4.1 志向役割と遂行役割の分化要因：キャリア志向の強さと個人資本の高さ

本研究の調査対象者が来日してから獲得した志向役割には変化が見られる。1つは日本のジェンダー規範に従い、伝統的な性別役割分担に取り込まれたグループ、もう1つは、日本のジェンダー規範に取り込まれず、新しい生き方を模索しているグループである。こうした志向役割の分化要因は、キャリア志向の強さによって異なっていると考えられる。

第一グループの母親はキャリア志向が弱い傾向が見られる。彼女らは学生であった時期や中国で(一時的に)社会人であった時期について、一貫して

「自分は努力するタイプではない」と明言している。彼女らの多くは、職業や人生に対して計画を持っておらず、自身の力で自己実現を果たそうという思いは見受けられない。彼女らは、生活している社会における規範に応じて就労形態を選択する「状況依存型」であると考えられる。

こうした女性たちにとって、日本での女性が働かなくても良いという脱「両立母」規範や、就労制限があるため働けないという様々な制限は、中国社会の規範から退かれる言い訳になる。なぜなら、彼女らは就労制限が存在するを知っただけで満足し、詳細は知ろうとしない姿がインタビューを通して窺えるからである。

日本ではね、妻の給料に関してはある一定のラインがあるんだ…具体的な金額はちょっと分からないけど、割と厳しい感じ。だから、私は働きにいくより、旦那と子どもの面倒を見た方が良いと思うんだよね。これ、現実問題だから。(Bさん、インタビュー 2023/5/29)

このように、日本社会から課せられた就労制限は「兼業母」になることを正当化する理由となるのである。そして子どもが就学後に家に長時間いることが退屈に感じる場合は、家事育児とのバランスをとりながら気に入ったアルバイトをするようになる。

もう一つのグループは、前述のグループとは対照的に、強いキャリア志向を持ち、学生時代から学業に高い成果を上げてきたものたちである。Fさんは名門大学や大学院を卒業した後、彼女は実務経験を積み、大学の常勤教員として勤務することになっている。Cさんは師範大学の大学院に進学し、管理職や塾の開設を経験している。

彼女らが持つ高いキャリア志向の背景には、彼女らの母親の影響が見られる。インタビューの中で、彼女らは自分の母親が非常に有能で、キャリアに対する熱意があり、仕事での顕著な成果を上げていたことを語っている。また、母親から、女性が家庭を持って仕事を持つべきだと教えられたと語り、「両立母」規範に従うことを求められ、それを当たり前だと認識しているのである。

以上により、キャリア志向の強さが中国の移民母親に「両立母」を日本社会でも継続するかどうかの

分化に影響を及ぼしていることは明らかである。こうして獲得された志向役割は、その後、どのように遂行役割となっていくのだろうか。ここで重要にするのが、中国で求められる「両立母」規範において、その規範に沿うこの根拠を何に求めるのかという点である。

まず、「状況依存型」の女性（A、B、D、E）は、キャリアとケアとの葛藤を感じず、子どものケアを中心にアルバイトの勤務時間や量を調整する。彼女らは、長く日本にいて日本語ができるようになったとしても、正規雇用として労働市場に参入するつもりがなく、「本意兼業母」としての遂行役割を担っていく。

他方、「自己実現型」の女性（C、F）さんは、日本への移住に伴い、就労とケアに関して最も葛藤を経験している。彼女らは、その葛藤を解消するために、「仕事」という概念の本質を反芻し、自己の実現が可能であれば、仕事の形態や内容に固執する必要はないとの考えに至っている。しかしながら、高い個人資本を持つFさんは、パートタイムであっても日本の労働市場に自由に参入できる状態であり、このため彼女は葛藤を経てもケアの役割を果たしつつ、希望する職を見つけることができ、本意兼業母としての役割を受け入れることができた。対照的に、個人資本が必ずしも高くないCさんは、ケアの役割を果たしつつも、彼女の職業選択の幅が限られている。この現状に、Cさんは不満感があり、「不本意兼業母」となっている。

したがって、「状況依存型」の女性は個人資本の高さと関係なく「本意兼業母」になる一方、「自己実現型」の女性は、個人資本の高い人が「本意兼業母」に、そうでない場合は「不本意兼業母」になるのである。

4.2 中国社会の「両立母」規範の内実：仕事は育児の一環でなければならない

これまで、中国人移民女性が「兼業母」になる過程を明らかにしてきた。しかし、なぜ「両立母」として生きていく彼女らは、来日とともに「兼業母」になるのか。彼女らは、中国社会で期待された「両立母」規範を、いかに読み替えているのか。以下では、「両立母」規範の内実を、就労パターンと育児における母親役割という2つの側面から検討し

表-2 「両立母」規範のパターン

「両立母」の育児における母親役割 「両立母」の就労パターン		経済条件と関係ない			行為	調査対象者
		ケア対処の計画立案者	物質的基盤の提供者	ケア遂行者		
(低) ↓ 経済的余裕 (高)	生計維持型	○	○	×	ある程度生活に余裕ができるまで子どもを中国の祖父母に預ける	Aさん(子どもが3歳まで)
	状況依存型	○	△	○	子どもの身の世話ができるように仕事を調整する	Aさん(子どもが3歳以降) Bさん Dさん Eさん
	自己実現型	○	△・×	○	子どもと一緒に来日するために中国で築いた仕事を放棄	Cさん Fさん

ていく。

まず、「両立母」の就労パターンは、本調査を通して、目的によって「生計維持型」、「状況依存型」および「自己実現型」と3つのパターンに分けることができた。他方、育児における母親役割もいくつかの側面がある。宮坂(2013)は、中国の母親役割規範の特徴として、母性愛の表出が直接的な身体的ケアの遂行に限定されておらず、広範囲のケア行為に愛情の意味が付与されているとし、中国の母親役割を「ケア対処の計画立案者」と「ケア遂行者」とに分割している。しかし、本調査を通して、明らかになったのは、それら2つに加えて、経済的条件が制約されている場合、母親は父親とともに子どもの「物質的な基盤の提供者」にならざるをえないという点である。すなわち、どの経済的条件でも母親は「ケア対処の計画立案者」としての役割は変わらないが、経済的に困難な状況では「物質的な基盤の提供者」としての役割も必要とされる。それに対し、経済的に安定している状況では「物質的な基盤の提供者」としての役割が弱まっていく一方、「ケア遂行者」としての役割期待が強まると考えられる。今回の調査対象者には、良い母親とされる基準は、3つの役割の中で少なくとも2つを果たすことが必要であるとの共通認識があることが明らかとなった。

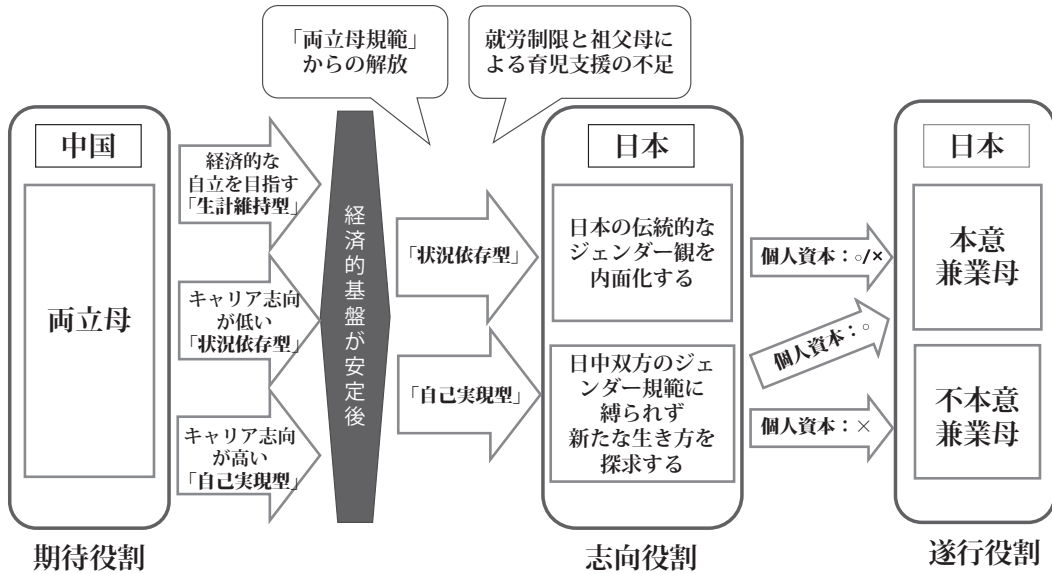
これらを踏まえ、中国の「両立母」規範を就労と育児の両方から捉えると、表2のようにまとめることができる。

まず、「生計維持型」とされる母親を考察する。

該当類型の母親は、経済的に困窮する状況下では子どもへの物質的基盤の提供が最優先とされる。そのため、母親が子どもとの一時的あるいは長期的な別居を余儀なくされる場合でも、社会的に許容される。特に幼い子どもの「ケア遂行者」の役割は、中国では祖父母が担当するのが一般的である。したがって、Aさんは子どもを中国の祖父母のもとに預けて日本での労働を継続した理由が理解できる。

次に、「状況依存型」とされる母親を考察する。該当類型の母親は経済的な負担はそれほど大きくなく、職務における自己実現の意欲も比較的低い。彼女らは社会的な主流となる女性の働き方を取り入れつつ、主に「ケア遂行者」としての役割を遂行する。事例として、Bさん、Dさん、Eさんの経験が示されている。彼女らは、中国から日本に移動した後、日本の状況に応じ、妊娠出産をきっかけとして、仕事を辞退し、子どもに対して身体的なケアを遂行する。

最後に、「自己実現型」とされる母親を検討する。該当類型の母親は経済的な余裕はあるものの、自身の「自己実現」を求める動機が強い。その労働が子どもの教育や生活環境向上に寄与していると社会に評価される一方、「ケア遂行者」としての役割不足に対する批判も存在する。例えば、Cさんは自己実現を追求し、子どものケアを祖父母に託したが、その状況に対する自責の念を抱いている。また、Fさんは子どもを連れて日本在住の夫と別居し、中国でのフルタイム勤務を続けたが、これも「ケア遂行者」としての役割を果たすための選択であった。し



図－2 在日中国人移民家庭における兼業母の誕生過程

かしながら、子どもの教育のために日本への移住が必要となる状況では、彼女らの中国での収入だけでは、日本にいる子どもに十分な物質的基盤を提供することが困難である。それに、子どもと一緒に移動しなければ、「ケア遂行者」の役割も果たせなくなる。その結果、彼女らは子どもと一緒に来日することを選択した。

以上のことから、中国の「両立母」規範は、単に「フルタイムでの就業と育児の同時進行」という単純な概念では捉えきれない。女性がフルタイムで働く行為が育児の一部として行われる場合、それは社会から受容され、推奨される一方で、その就労が育児の一環として行われない場合、例えば純粋な自己実現のためや、得られる所得を子どものより良い生活や教育環境の確保に活用しない場合、その行為は社会から厳しい批判を受ける。これらが、「両立母」規範の内実である。

以上を踏まえ、在日中国人移民家庭における兼業母の誕生過程をまとめると図2のように示すことができる。

中国で「フルタイムで働くことが育児のため」という「両立母規範」を受けた中国人移民女性たちは、就労パターンにより「生計維持型」、「状況依存型」と「自己実現型」といった3つのタイプに分けることができる。「生計維持型」の母親は子どもの物質的基盤を提供するために、子どもを一時期中国の親元に預け、日本で働きながら子どもに送金をする。該当類型の女性は、経済基盤が安定した後、「状況依存型」か「自己実現型」へ変化する。「状況依存型」の母親は滞在する地域の社会規範の推奨された就労形式で働きつつ、子どもの身体的ケアを行う。「自己実現型」の母親は、子どもにより物質的条件を与えることが困難であれば、仕事への認識を再構築し、子どもの身体的ケアができるように仕事を調整する。

その後は、キャリア志向の高さが日本のジェンダー規範に巻き込まれるかどうかを決める要素になる。日本のジェンダー規範に沿って生活する中国人移民女性は、個人資本の高さと問わず「本意兼業母」になる。一方、日本のジェンダー規範とは距離をおき、新たな生き方を模索する中国人移民女性の中で、高い個人資本を有する女性は「本意兼業母」へ、そうでない女性は「不本意兼業母」になるのである。

終わりに

中国社会における「両立母」規範は、一見女性に

自立させていると見えるが、実は女性の就労を育児の付属品として束縛している。そのため、女性の就労が育児の範疇から外れた場合、社会から強く批判されるのである。他方、女性の就労をそもそも育児から切り離して捉える日本社会において、ケア対処の計画立案者もケア遂行者も母親に期待される役割であり、そうした役割を中国人移民女性が引き受けることは、彼女たちの自立を困難にする。本調査によって、国際移動は兼業主母となった女性にとって、男性への従属を深化させる要因となったとなることが明らかになった。加えて、女性の人的資本や社会階層が高い場合、男性への従属の度合いは相対的に薄れるものの、人的資本が低い場合には、従属がさらに深刻化することも明らかになった。

ただし、研究の制約として、本調査のインタビュー対象者は「兼業主母」に限られているため、日本への移住後もフルタイムの仕事をする女性や、専業主婦として生活する女性の状況やその背後にある要因については、全く考慮されていない。今後、フルタイムで働き続ける女性や専業主婦として生活する女性の経験や意識調査に加えることで、在日中国人女性のジェンダー秩序の変容過程を包括的に捉えることができると考えている。

文献

樋口直人, 2012, 「日本のエスニック・ビジネスをめぐる見取り図」, 樋口直人編『日本のエスニック・ビジネス』, 世界思想社, 1-36

Ho, Christina, 2006, "Migration as Feminisation?: Chinese Women's Experiences of Work and Family in Australia," *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 32 (3): 497-514

伊藤るり, 1998, 「国際移動とジェンダーの再編——フランスのマグレブ出身移民とその家族をめぐって」『思想』886:60-88

金一虹, 2006, 「『鉄姑娘』再思考——中国文化大革命期周的社会性別与労働」, *社会学研究*, 21 (1): 169-96

蒋永萍, 2001, 「50年中国城市婦女的就業回顧與反思」李秋芳等主編『半個世紀的婦女發展——中国婦女50年理論檢討會論文集』当代中国出版社

是川夕, 2018, 「ジェンダーの視点から見た日本に

おける国際移民の社会的統合」『IPSS. Working Paper』17: 1-45

- 稲葉奈・高谷幸・樋口直人, 2019, 「ジェンダー——格差是非のための政策に向けて」高谷幸編『移民政策とは何か：日本の現実から考える』人文書院
- Mies, Maria, 1986, *Patriarchy and Accumulation on a World Scale: Women in the International Division of Labour*, London: Zed Books (奥田暎子訳 1997『国際分業と女性——進行する主婦化』, 日本経済評論社)
- 南野奈津子, 2017, 「移住外国人女性における生活構造の脆弱性に関する研究——子育ての担い手としての立場に焦点をあてて」『学苑人間社会学部紀要』916: 61-74
- 宮坂靖子, 2007, 「中国の育児——ジェンダーと親族ネットワークを中心に」落合恵美子・山根真理・宮坂靖子編『アジアの家族とジェンダー』勁草書房, 100-120
- , 2013, 「家族の情緒化と『専業主母』規範——専業主母規範の中日比較」『社会学評論』64 (4), 589-603
- 賽漢卓娜, 2017, 「『ナショナルな標準家族』としての日本の国際結婚」平井晶子・床谷文族・山田昌弘編『家族研究の最前列② 出会いと結婚』日本経済評論社, 71-101
- , 2020, 「高学歴既婚移民女性のフルタイム職への挑戦」『比較家族史研究』34: 25-48
- , 2021, 「『主婦化』される高学歴移民女性——「性別役割分業型社会」を生きる国際結婚した中国人女性のインタビューを通して」『中国21』54: 215-236
- , 2022, 「日本における高学歴結婚移民女性の仕事と家事・育児——専業主母、パートタイム労働、フルタイム労働の中国人女性の場合」坂部晶子編著『中国の家族とジェンダー——社会主義的近代化から転形期における女性のライフコース』明石書店
- 沈奕斐, 2013, 「个体家庭 iFamily——中国城市现代化进程中的个体、家庭与国家」, 上海三联書店
- 宋少鹏, 2011, 「『回家』还是『被回家』? ——市场化过程中「妇女回家」讨论与中国社会意识形态转型」, *婦女研究议论*, 7: 5-12

- 陶艳兰, 2016, “塑造理想母亲——变迁社会中育儿知识建构”, 妇女研究论丛, 5: 25-37
- 坪谷美欧子, 2008, 『「永続的ソジョナー」中国人のアイデンティティ——中国からの日本留学にみる国際移民システム』有信堂
- 山本須美子, 2006, 「中国系女性移民にみるジェンダーの再編——イギリスの事例から」『東洋大学社会学部紀要』43 (2) : 173-190
- 鄭楊, 2021, 「三重の期待——中国都市家族における母親規範のロジック」坂部晶子編著『中国の家族とジェンダー——社会主義的近代化から転形期における女性のライフコース』明石書店